令和７年度小出地区情報交換会　次第

日時　令和７年７月６日（日）
１３時３０分から１５時４０分
場所　小出地区コミュニティセンター　大会議室

１　開　　　会

２　挨　　　拶　小出地区まちぢから協議会　会長
茅ヶ崎市長

３　出席者紹介　議員紹介
行政側出席者

４　議長選出

５　議　　　事
（１）下寺尾遺跡について
（２）相州小出七福神巡り等イベントでの観光客呼び込みについて
（３）小出のみどりについて
（４）資材置場の現状と対応について
（５）小出地区の防災拠点について
（６）その他

６　ま　と　め　茅ヶ崎市長

７　閉　　　会

小出地区まちぢから協議会委員名簿

会　長	村越	安芳	小出地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ管理運営委員会 会長
副会長	石井	義雄	県道七曲り整備部会長
副会長	石井	孝	二本松自治会 会長／自治会連合会長
書　記	杉山	陽一	公募委員
書　記	会見	春雄	環境保全部会長
会　計	布川	友義	協議会推薦
監　事	鈴木	裕	公募委員
監　事	佐藤	幸子	公募委員／子ども育成部会長
	五十嵐	清夫	社会福祉部会長
	高木	英明	防災部会長
	吉野	久雄	地域活動部会長
	宇尾野	政德	湘南ライフタウンＢ地区茅ヶ崎自治会 会長 下寺尾遺跡部会長
	相田	利光	広報部会長
	内藤	茂	堤上自治会 会長
	村越	禎之	堤下自治会 会長
	古知谷	勝	下寺尾自治会 会長
	米山	正一	行谷自治会 会長
	大和田	穣	芹沢西部自治会 会長
	吉澤	勇	芹沢久組自治会 会長
	安藤	茂	芹沢中部自治会 会長
	古川	徳幸	芹沢東部自治会 会長
	黒金	さくら	八王子原自治会 会長
	矢加部	清	芹沢ひかりが丘自治会 会長
	黒木	孝志	芹沢清水台自治会 会長
	斎藤	智治	湘南ライフタウンＦ地区自治会 会長
	飯島	朱夏	湘南ライフタウン羽根沢第一住宅自治会 会長
	山本	浩文	やよい会自治会 会長
	川口	和博	芹沢細谷紺谷村自治会 会長
	毛利	和夫	小出地区民生委員・児童委員協議会 会長
	内田	幸男	交通指導員小出支部 支部長
	城	昭江	青少年指導員
	斉藤	里美	小出地区青少年育成推進協議会 会長
	齋藤	賢一	小出地区社会福祉協議会 会長
	生川	仁	農業委員会
	藤本	恵祐	小出地区体育振興会 会長
	川嶋	真澄	小出小学校ＰＴＡ 会長

北陽中学校ＰＴＡ

西ヶ谷	勝久	小出小学校体育施設開放運営委員会 会長
杉山	正明	小出暫定スポーツ広場運営委員会 会長
菊地	萌	公募委員
古市	進一郎	公募委員
堀江	朝昭	協議会推薦
野中	良幸	協議会推薦
鄭	美佐子	協議会推薦（準委員：地域包括支援センター）

小出地区情報交換会

（R7.7.6）

【行政出席者】

佐藤　光	市長
塩崎　威	副市長
岸　宏司	副市長
寺島　哲	くらし安心部長
吉川勝則	経済部長
深瀬純一	都市部長
松岡智紀	教育推進部長
廣瀬友徳	市民自治推進課長

① 下寺尾遺跡ついて

遺跡公園の計画がある中で、その計画に向けてどのような方向性で市は動いていくのか具体的に示していただきたい。

県や国に対しての働きかけ方や、市の機関に遺跡に対して審議会等があると思うが、具体的に説明してください。

事業計画を待つのではなく、攻めてはいかがですか。市財政難はすぐに解決はできない、まして遺跡発掘事業等は、国家的事業と捉えていいのではないか。よって県や国に対して市として攻める方法はあるのではないか。（市民要望等募るのもいいのでは）

② 相州小出七福神巡り等イベントでの観光客呼び込みについて

小出のイベントは地区の活性化を図ることを目的として企画活動を行ってきています。市の財政支援をいただき特定事業として活動を進めていますが、事業拡大をしていくためにも行政との連携を図りたく考えていますが、観光客呼び込みのために市として対外アピール等一歩踏み込んだ考え方について教えてください。

③ 小出のみどりについて

豊かなみどりを大切にし、住民と自然が共存する小出地区であり続けるために行政サイドは何をしていきたいのか具体的に教えてほしい。

市はみどりを残したいと言っており、豊かなみどりを大切にしたいというのは理解できるが、農地活用等を含めてみどり豊かな自然環境対策を進めていかなければ荒廃していくだけだと思いますがいかがでしょうか。具体的に教えてください。

環境保護の観点から（別の質問）

清水谷は特別緑地保全地区で、茅ヶ崎市自然環境評価調査において、特に重要な７地域の１つとされていますが、現在の保全状況を教えてください。また自然観察会や学校の教育等に取り入れられているか教えてください。

④ 資材置場の現状と対応について

小出地区全域で資材置場が増えている中で、歩道ギリギリまで高いフェンスで囲われているケースでは出会い頭の事故を誘発しかねない状況になっている。個人の財産の関係で難しいのは理解するが、助言・指導によって利用の仕方を緩和させることはできないのか。フェンスを低くしたり、角の部分は透明にするなど。あまりに高いフェンスで囲われていると中で良からぬことをしているのではないかと勘繰ってしまいます。

（回答に対して追加質問）

そもそも資材置場以外の利用ができるようにすれば資材置場が無秩序に増えてしまうこともないのではないのか。

⑤ 小出地区の防災拠点について

災害発生時に小出地区外から避難してくるであろう数千人の対応（受け入れ）は、現状の拠点（小中学校、支所、コミセン、皆楽荘）だけでは対応できません。市として避難してきた人に対して誰がハンドリングするのか、体制づくりについて教えてください。また、例えば老朽化している皆楽荘の建て替えをして、複合の防災拠点とすることはできないでしょうか。

（回答に対して追加質問）

里山公園は広域避難場所となっているが県の施設である。実際に災害が発生して人が避難してきた時に、県とどのような連携を図って対処していくのか教えてください。

⑥ その他

参考資料

「資材置場等」に関する市議会 一般質問概要

2025年7月6日

茅ヶ崎市議会議員
藤本恵祐

■市北部地域で急増する「資材置場等」について、市議会定例会で2回目の一般質問を実施(2025.6.10)。
以下にその主な質問と市の答弁要旨をまとめました。

No	質問要旨	市の答弁要旨	備考
1-1	資材置場等の現況把握について	直近(令和3年)の調査では、資材置場かどうか判別できないものの、小出地区を含む市街化調整区域全体で500㎡以上の「その他の空地」が170ヵ所程度存在。	航空写真で5年ごとに市域全体の土地利用状況を把握
1-2	市に設置の届け出があった資材置場等の件数について	届け出対象となる3,000㎡以上の資材置場等については、市街化調整区域全域で令和6年度までの11年間に7件。	茅ヶ崎市土地利用基本条例による届け出
1-3	資材置場等の規模、実数、設置・管理者等を市が継続的に把握する必要性について	今後資材置場等の状況は継続的に把握していく必要性あり。資材置場等の土地の利活用自体は問題ではなく、現行法令に基づき課題ありと判断される場所や、通報等で課題が判明した場所を対象に、設置、使用及び管理等につき判明した情報を関連部署で共有し、連携対応中。	【藤本補足】 日々地域を巡回していて資材置場の急増を実感
2-1	景観への影響や、高台の樹木を伐採して設置した資材置場等から低地へ泥水・土が流入する問題について	茅ヶ崎市景観計画で周辺環境との調和や景観・緑の保全を目的に景観資源、景観ポイントや眺望点を指定して定点観測を行い、神奈川地域森林計画の対象となる森林の伐採について、森林法に基づく届出を樹里。 このような指定を地図情報に掲載・周知することで、新規の土地利用検討者を事前相談に誘導し、景観に配慮した耐久性あるフェンスとする要請や、樹木伐採により雨水貯留機能に影響が懸念される場合などについては、関係各課と情報共有のうえ、事業者へ指導を行うなどの連携対応中。	【藤本補足】 高台の資材置場周辺から低地への泥水が流入する事例あり(ex行谷地区)
2-2	児童・生徒の登下校時の 安全確保について	資材運搬車両が、通学時間帯に通学路を通行することにより、事故の発生リスクが高まることからも、児童・生徒の安全対策は、大変重要と認識。 特に、道幅が狭い生活道路や見通しの悪い交差点などについては、地域、学校、関係機関と連携し、通学路合同点検等を通じて、安全対策を実施中。今後も関係機関と連携し、児童・生徒の登下校時の安全対策に取り組む。	【藤本補足】 朝の登校見守り時や地域巡回時に資材運搬車両の増加を実感
2-3	農地転用制度の適正な執行と農地への日照への影響について	農地転用の際は、優良農地の確保を図るための立地基準や地域農業の将来の在り方を示した「地域計画」達成への支障、周辺農地の営農条件への支障等の審査基準を全て満たしたうえで、県知事の許可を受ける必要があり、転用により周辺農業者の生産意欲に影響がないよう、県と連携し引き続き、適正な審査に務める。	

No	質問要旨	市の答弁要旨	備考
2-4	火災の発生状況と消火活動の困難性や課題について	市内資材置場等における令和6年中の火災は、北部地域で2件発生(山林火災に繋がる事例無し)。資材置場等で火災が発生した場合は、近隣への延焼や鎮火までに時間を要する等の課題があり、今後も啓発活動等を通じて火災予防に努める。	【藤本補足】 山林火災の多発(大船渡市等)を受けて質問
2-5	土壌汚染や解体作業による騒音・粉塵、違法埋立てを伴う産廃物の投棄等について	土壌や騒音等、公害に関する相談については詳細な聞き取りと現地確認を行い、違反事例に対しては関係法令に基づき適切に指示・指導を実施中。 廃棄物の不適正処理が疑われる場合は、指導権限を有する神奈川県等と連携して対処し、その処理状況については、対応後速やかに相談者へ報告。	
3	資材置場を適切にコントロールする条例制定の必要性について(埼玉県川口市の例)	川口市では、資材置場等の設置を許可制とする条例を制定し、景観や騒音等の課題に対応している。同市の市街化調整区域は市域比率約12パーセント=728ヘクタール、茅ヶ崎市は同約37パーセント=1355ヘクタールであり、川口市は既に市域全体として都市化が進んでいる状況。また、現在資材置場等が集中する川口JC付近は首都圏有数の交通の要衝で利便性が高く、資材置場の需要があることが、条例規制への大きな要因と想定。 同市の事例を今後の参考としつつ、本市では地域社会と事業者が共存共栄できるよう、既存制度の運用を徹底しつつ、他自治体の取り組み状況について調査研究してゆく。	川口市の新・旧条例比較及び新条例の詳細は別紙資料参照
4-1	本来資材置場内に適法であるか確認できない建築物を直近で把握できている件数と、それらに対する是正指導等の対応件数及び実施体制について	資材置場等の用地内にコンテナハウス等の建築物が見受けられる状況は把握している。市街化調整区域は市街化を抑制する区域となっているが、個々の土地の状況により建築物の建築が条件付きで可能な土地や、建築が出来ない土地など一見して判断できない状況。 適法であるか確認ができない建築物については、令和元年度から6年度に市民等からの通報により把握・対応した件数が27件あり、内6件について是正確認済み(6年度の指導対応件数は5件)で、都市計画法及び建築基準法の許認可を所管する担当課において対応中。	【藤本補足】 多数の市民相談を頂く事案
4-2	市民からの通報や市の具体的な対応状況、或いは是正指導の成果等に関し、違反事業者等への牽制の意味も込めて公表することについて	市の対応状況については、市民等からの通報や対応件数等について、市のホームページへ掲載し対応状況の見える化を図る。	

No	質問要旨	市の答弁要旨	備考
5	資材置場周辺に居住する住民、農地転用による土地の利活用意向を持つ農家、実際に資材置場を設置している事業者等に対し、課題や管理状況等を把握するためのアンケート調査やヒアリングを市が主体的に実施することについて	これまでも、近隣や地域などから情報提供を受け、周辺に影響を及ぼす恐れのある資材置場等に対し、パトロールによる継続的な監視や現行法令に基づく指導等を積み重ね、課題解消が容易でない理由も含めて詳細な状況を把握している。 これに加え、まずは小出地区の資材置場等のうち、「規模」や「立地」、「周辺地域」、「操業状況」などを考慮して調査対象を抽出し、管理・運営状況を含む資材置場等の特性や、地域課題に至る可能性等について、関連部署の連携のもとで調査を行う。 さらなる詳細調査への展開や、規制的手法を採用するべきかについては、資材置場等をとりまく多様な立場に立って調査結果を分析し、慎重に検討して行く。	【藤本補足】 条例制定検討の前段で先ずは「立法事実」(条例の目的と手段を基礎付ける社会的事実、データ、民意等)の把握が必要。

【MEMO】

川口市資材の適正な屋外保管に関する条例の概要

背景・必要性

市内の資材置場をめぐる現状

○令和４年７月に500㎡以上の資材置場の新規設置への許可制を創設する条例を施行
○条例施行から令和６年10月現在までの許可件数は４件にとどまる一方、**既存の資材置場周辺等**において、**騒音・振動や交通上の問題等**に起因する**周辺住民とのトラブル**が引き続き発生している状況

現行制度上の課題

○条例施行前から存在する**資材置場が許可対象ではなく**、市として**管理者等の情報把握ができておらず**、また、**管理者に対する強い権限を有していない**状況
○事業者から**周辺住民への周知手続や苦情対応が不十分**なケースが存在
○市民の生活安全確保・生活環境保全上の支障が生じないよう**基準の見直しが必要**

現行条例を抜本的に見直し、既存の資材置場や小規模な資材置場を含めた包括的な規制とするとともに、市民の生活安全確保及び生活環境保全のために**必要な規制強化**を実施

見直しの概要

１．既存資材置場等を含む包括的規制

○**既存の資材置場に対する許可制の創設**
※立地基準・構造基準は適用除外。保管基準は6か月間の準備期間を確保
○許可対象となる資材置場の**面積の引下げ**（500㎡→100㎡超）
○適正な管理が継続されるよう、許可を**５年更新制**とする
※一定の資材置場は許可の対象外

基準を遵守した資材置場のイメージ

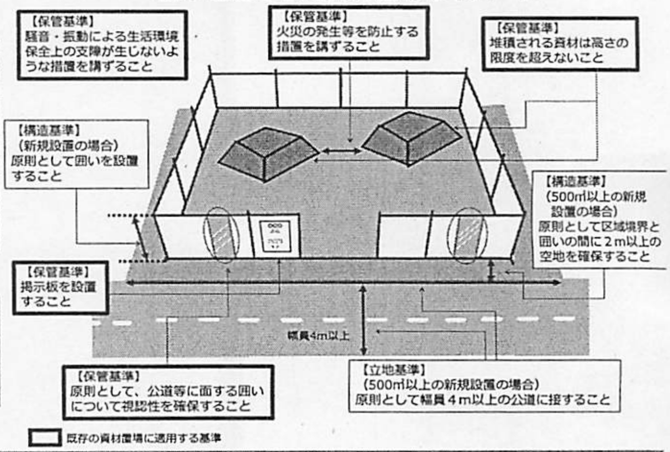

２．住民説明手続の強化

○資材置場の**新規設置時の住民への周知手続を義務化**
○既存資材置場を含め**苦情等の相談窓口の設置の義務化**

３．許可基準の見直し

○不適正な事業者を排除するため**一定の欠格要件**を設ける
○許可基準を立地基準・構造基準・保管基準に分類し、**保管基準については既存資材置場にも適用**
○保管基準において、**外部からの視認性の確保**や**騒音・振動が生じる場合は生活環境保全上の配慮**等を義務づけ
○立地基準において、幅員４m以上の一定の道路への接道を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限る）
○構造基準において、区域の境界と囲いの間に２mの空地確保を義務づけ（500㎡以上の資材置場に限る）　等

４．実効性の確保

○抑止力として機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する**罰則の引上げ**
（「30万円以下の罰金」→「１年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金」。）
○関係機関と連携した**パトロールの強化**
○資材置場の新規設置時の事前協議を義務化し、関係法規への適合状況等を確認

今後のスケジュール

条例公布（R7.3.25）→ **条例施行**（R7.10.1）→（6か月間）→ **既存資材置場基準適合期限※**（R8.3.31）→

※既存資材置場については、施行後６か月以内に市に届出を行うとともに、施行後６か月経過時点までに保管基準に適合させるものとする